

Client Alert

December 2015

米国司法省、電子部品カルテルの調査を拡大

ダイオードに関する調査開始

米国司法省反トラスト局（以下「司法省」）は、ダイオードに関する反競争的行為が行われたとの嫌疑に基づき、調査を開始した。司法省の調査は初期段階にあり、具体的な嫌疑の内容等は明らかになっていないが、ダイオードの製造・販売を行う複数の事業者がすでに接触を受けた模様である。

一連の自動車部品・電子部品カルテルの調査における位置づけ

今回の司法省の動きは、コンデンサ、抵抗器に続く電子部品カルテルとして、ダイオードに関する調査を開始したものと位置づけられる。

これらの電子部品カルテルに関する調査は、各国のリニエンシー制度（課徴金・制裁金の減免制度）や各国当局間の調査協力を背景に、自動車部品カルテル等既存のカルテル調査から派生して順次開始されたものであり、自動車部品カルテルと同様、日本、米国及び欧州等の主要国のみならずシンガポール、台湾、中国等のアジア各国、その他地域の新興国¹にも拡大している。

電子部品カルテルに関する調査の中では、コンデンサに関する調査が先行しており、NECトーキンが司法省との間で1,380万米ドルの罰金支払を内容とする司法取引に合意²したほか、台湾公平交易委員会（TFTC）もNECトーキン、日本ケミコン等電解コンデンサメーカー10社に対して総額57億9,660万台湾ドル（約220億円）の課徴金を科すことを発表³している。

また、各国当局の調査と並行して、米国を中心に集団訴訟（クラスアクション）が係属している。

事業者求められる対応

一連の自動車部品・電子部品カルテルの調査は、米国のAmnesty Plusをはじめとする各国のリニエンシー制度等を背景に、次々と調査対象の製品群が拡大してきた経緯があり、今後も、現在すでに調査対象となっている被疑会社が（当局に認知されていない）新たな違反行為を申告する等により、さらに

¹ 電子部品カルテルの関係では、ブラジルが2014年12月にコンデンサカルテルの調査を開始している。

² 2015年9月2日付司法省プレスリリース（<http://www.justice.gov/opa/pr/nec-tokin-corporation-plead-guilty-and-pay-138-million-fixing-price-electrolytic-capacitors>）

³ 2015年12月9日付TFTCプレスリリース（<http://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docDetail.aspx?uid=126&docid=14365>）

本ニュースレターに関する
お問い合わせ先



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com



鈴木 道夫
アソシエイト
03 6271 9699
michio.suzuki@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28階
Tel + 81 3 6271 9900
Fax + 81 3 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp
www.bakermckenzie.com

別の電子部品やその他の隣接分野の製品について調査が開始される可能性がある。

かかるリスクを踏まえ、事業者においては、社内の競争法コンプライアンス違反の有無を精査し、万一、違反行為が発見された場合には関係各国当局へのリニエンシー申請等の必要な手続を早期に行うとともに、再発防止のため競争法コンプライアンス体制を整備することが急務となる。

以上